

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

藤井寺市立道明寺東小学校

藤井寺市立道明寺東小学校「いじめ防止基本方針」

1. 基本理念

その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間性豊かな児童を育成する」を教育目標としており、「子どものいいところを見つけてほめて伸ばす」ことをめざし、子ども一人ひとりが認められ自己肯定感が持てることで自己有用感がはぐくめるように取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（けんかやふざけあい、インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童は、いじめを行ってはならない。

3. 組織

(1) 名称

「いじめ等対策委員会」（原則的に毎月開催）

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当、人権担当、養護教諭、当該学年担当
S C（事案発生時）、S S W（事案発生時）

(3) 役割

- ア いじめの未然防止（いじめ見逃し“0”をめざす）・早期発見・対応
- イ 教職員の資質向上のための校内研修
- ウ いじめへの対応
- エ 年間計画の企画と実施と進捗のチェック
- オ 各取組の有効性の検証
- カ 学校いじめ防止基本方針の見直し
- キ 不登校傾向にある児童にかかわることへの対応等

4. 学校の取り組み

(1) 未然防止（豊かな人間性と人にやさしい環境作りに努める）

① いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む（「チーム道東」）

- ・いじめは「どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、「チーム道東」として全ての教職員が取り組む。
授業改善研修（授業が学校生活の基本であることを踏まえ、授業力の向上をめざす）
生徒指導研修（情報共有・指導上の留意点等、生徒指導力の向上をめざす）
- ・児童に対しては、全校集会や学級活動・道徳などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

② 児童が、いじめに向かわない態度・能力の育成（集団づくり、仲間づくり）

- ・児童が周囲の友人や教職員と信頼関係を作り、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるようにする。
- ・児童が互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくように取り組む。
- ・児童の社会性を育むため、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。（異年齢活動・奉仕活動・読書活動など）
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ 未然予防の取り組みの成果について、PDCAサイクルに基づく取組の継続

- ・未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについて、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

④ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、クラブ等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育ていく。（体育活動・読書活動・教育相談の実施など）
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかなら

ず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性的マイノリティの児童など学校として特に配慮が必要な児童については日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲に児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑤ 児童に自己有用感や自己肯定感を育む（集団作り・地域、幼稚園、中学校との交流等）

- ・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ・教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。（地域との交流など）
- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。（運動会練習、RUNRUN集会、リズム縄跳び認定会など）
- ・社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。（たてわり活動、地域や幼稚園・中学校等との交流活動など）
- ・幅広く長く多様なまなざしで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

⑥ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の呼びかけなど）する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。（アンケートや教育相談・道徳教育の充実等を図る）
- ・教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。（学級活動・総合・道徳など）

⑦ 未然防止のための取り組み

- ・わかりやすい授業のための改善
- ・優しさを感じる集団づくり（学級・学年・異年齢集団）
- ・異年齢集団による「たてわり活動」
- ・人間性を豊かにする体験活動（運動会・遠足・外部人材の活用・奉仕活動・異年齢交

流等)

- ・道徳教育の充実
- ・児童会や委員会活動の充実
- ・アンケートの実施（6月・11月・2月）と教育相談

（2）早期発見（教職員の資質向上と学校体制）

① 基本的考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識する。
- ・児童が示す小さな変化などに気づき、複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃から、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう児童の表情や言動・日常の生活の様子などにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。

② いじめの早期発見のための措置（アンケート、教育相談等の実施）

- ・学期に1回アンケート調査を行い、調査をもとに教育相談の実施等し、いじめの実態把握に取り組み、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる保健室や相談窓口について広く周知するとともに、相談体制を点検する。
- ・交友関係や悩みを把握するため、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配り、教育相談や個人面談及び家庭訪問の機会を活用したりする。
- ・いじめに関する情報については、個人情報であることを十分に認識したうえで、学校の教職員全体で共有し「いじめ等対策委員会」が中心となり組織的な対応を行う。

③ いじめの早期発見のための取り組み

- ・児童対象アンケート調査・・・年3回（6月、11月、2月）
実施後、すべての児童に教育相談を実施
- ・いじめ相談体制
教育相談や個人面談
いじめ相談窓口の設置
スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの活用

（3）いじめに対する措置

① 基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職や生活指導担当に報告し、いじめ等対策委員会が中心となり組織的に対応する。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ等対策委員会に報告を行わないこと

は、規定に違反し得る。

- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・いじめは謝って済む問題ではないため、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応（早期対応、組織的対応）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、すぐに状況を把握し真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。ただし、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※重大事態とは以下のような事例のことである。

- ・いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が30日（目安）以上に達した。
 - ・軽傷ですんだものの、自殺を企図した。
 - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。 など
- これらを下回る程度の被害であっても総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ等対策委員会」に報告し、直ちに情報を共有し、アセスメント・プランニングを行う。その後は、「いじめ等対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が藤井寺市教育委員会に報告するとともに、校長の指示のもと被害・加害生徒の保護者に連絡する。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不

安を除去する。また、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ等対策委員会」が中心となって対応するなど、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する（出席停止を含む）こととするなど、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心理、福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - 1) いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月は止んでいることを目安とするが、被害の重大性から、学校の判断により、より長期の期間を設定する。
 - 2) 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害本人およびその家族に対し、面談等により確認する。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、安心・安全を確保する責任を有する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ・アセスメントとプランニングに基づいた、いじめ解決までの学校としての方針をしっかりと説明し協力を求めること。

④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめを速やかに止めさせたうえで、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、「いじめ等対策委員会」が考えた対応指針にのっとり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。なお、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた児童「観衆」に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめが認知された時は、被害・加害の児童たちだけの問題にとらえず、学校の問題として解決を図る。すべての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを推進するため、担任が中心となり児童一人一人の大切さを自覚して学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、児童が周りの他者と関わるなかで、自らのよさが発揮しながら学校生活が安心して過ごせるように努める。その実現に向けて、「児童の長所を認め、伸ばすこと」を主眼に置いた「褒めること」を忘れずに、自己有用感の醸成に努める。
- ・学級や学年、学校全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない」行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。運動会や校外学習、地域交流活動などは人間関係づくりを学ぶ機会ととらえ、児童が異なる意見を持つ他者と良好な人間関係を作っていけるように支援する。

⑥ ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

- ・ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、問題個所を確認し、その個所を印刷・保存するとともに、「いじめ等対策委員会」で対応を協議し、関係児童等からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合の精神的ケア等必要な措置を講ずる。また、被害にあった児童・保護者の意向を尊重するとともに、スクールカウンセラー等と連携し当該児童・保護者の精神的ケアに努める。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて大阪法務局や所轄警察等、外部機関と連携して対応する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校における情報リテラシーを身につけるため、情報モラル教育を行うとともに、保護者においても理解を求めていくため、啓発や情報発信を行う。

いじめに関する学校の取り組み

		児童にかかわること	保護者にかかわること
いじめの早期対応	いじめられた側	・つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守る」ことを約束し、精神的な安定を図る ・本人や周囲からの聞き取りを行い、身体的精神的な被害状況を的確に把握し、すぐに対応する（教育相談、カウンセラーによるカウンセリングなど） ・休み時間や登下校も教職員で見回りを実施し、被害が起こらない体制を維持する ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る	・自分の子どもに寄り添い、守りぬくという姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、話を遮ることなく事実や心情を聞くようにする ・いじめの問題解決に向けた学校の基本方針の理解を求め、協力を促す
	いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という認識のもと毅然とした態度で指導、事実確認を行い、いじめをやめさせる ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る ・教育相談、カウンセラー、警察等関係諸機関と連携を図る	・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考え、その対応を図ることを伝達する ・事実を冷静に確認し、わが子のいうことを十分に聞くことを助言する ・いじめはどんな場合でも「決してしてはならない」ことを指導するように伝達する
	傍観者の側	・周りで見ていることは、いじめをしているのと同じであることを理解させ、いじめられた児童の心情や苦しみを理解させる ・自らの意思でいじめに加担することなく、正しいことに行動が移せるように指導する	・いじめだと判断できたら、傍観者とならず助けられる態度と行動がとれるような子どもに育てる ・「いじめはいかなる理由があっても絶対してはいけないこと」を子どもに指導し、いじめる側や傍観者にならないような子どもに育てる

家庭の取り組み	・子どもにいつも目を向け、子どもの少しの変化に気づけるように啓発する ・頑張った時は「褒め」、ダメなときは「毅然と叱る」親であるべきことを意識させる ・子育ては一人に任せず、たくさんの目で子育てすることを啓発する ・携帯やスマホなどの使用は子ども任せにせず、家庭でルールを決める	
地域の取り組み	・子どもたちが「地域に見守られている」という安心感を持てるようにする ・子どもたちと出会ったときは、あいさつや声かけをお願いする ・子どもが困っていたら、積極的に声をかけていただく	
	児童への対応	保護者への対応
未然防止	・わかりやすい授業を行い、自己肯定感をはぐくむ ・社会には様々な人がいることを理解し、違いを認めることを理解させる（道徳・学活・特活・総合） ・情報の取り扱いや危険性を理解させ、正しい情報の使い方を指導する ・体験活動等を行い道徳教育の充実を図る ・正しい理解力と判断力を身につける（道徳・学活・特活・総合） ・異年齢集団などを活用し、奉仕活動や人に対する優しさを身につける ・児童理解のために情報共有を図り、生徒指導研修や授業改善研修を行う ・情報リテラシーを身につけるため、情報モラル教育を行う	・人の心を大切にすることを子どもに伝え、自らも実践できるようにする ・物を大切に、丁寧に扱えるような子どもに育てる ・地域の温かさや大切さを理解し、地域の集団の一員であることを自覚し、自信を持つように育てる ・情報モラルについて、啓発を行う
早期発見	・子どもが集団から離れ一人にいるときは、積極的に声をかけ、話を聞き、情報共有を図る ・アンケートや教育相談を行い、児童が安心して学校生活が送れるようにする ・スクールカウンセラーなどの相談窓口を周知する ・学校生活における活動の中でいたずらがあつた場合には、見逃さずにすぐに対応し、原因究明を図る	・子どもと話す機会を確保し、傾聴する ・服装よごれや持ち物の破損、紛失等に注意する ・いつでも相談できるような雰囲気を作り、家庭での安心感を作っておく

「令和7年度 本校の取り組み概要」 藤井寺市立道明寺東小学校

◎取り組み姿勢 ⇒ いじめ見逃し“0”をめざす

「いじめは絶対許さない」 「加害者の謝罪で済む問題ではない（法令違反）」

「教職員全員による組織対応」「未然予防が第一」「めざす子ども像・・・思いやりがあり助け合う子」

◎令和6年度 年次計画 （主な取り組み内容）

月	指導内容	児童会	主な行事・研修（会議）
4月	集団作り（学級びらき） 1年間の目標づくり 春の遠足にむけて	委員会・代議員活動組織決定	入学式 新入生歓迎会 いじめ等対策委員会 支援担任者会議
5月	集団作り ◎道徳（協力）	縦割り班編成 児童会目標設定 （仲間作り） あいさつ運動	委員会活動開始 支援教育委員会 いじめ等対策委員会 人権生指交流会（いじめ等対策・児童理解） 支援担任者会議
6月	集団作り ともだちアンケート 教育相談（全児童対象） ◎道徳（礼儀の大切さ）		いじめ対策委員会 支援担任者会議 保育所交流 臨海学舎
7月	集団作り 1学期を振り返って 夏休みの生活について ◎道徳（人権） 生活アンケート		支援教育委員会 いじめ等対策委員会 支援担任者会議
8月			人権・生活指導研修
9月	集団作り（運動会にむけて） 2学期の目標づくり 基本的な生活習慣の確立	たてわり顔合わせ会	いじめ等対策委員会 支援担任者会議
10月	集団作り ◎道徳（勇気について）	たてわりあいさつ運動	運動会 いじめ等対策委員会 支援担任者会議

11月	集団作り（秋の遠足に向けて） ともだちアンケート 教育相談（全児童対象） 生活アンケート ◎道徳（家族への愛情）	たてわり交流会	いじめ等対策委員会 修学旅行 支援担任者会議 秋の遠足 保育所交流
12月	集団作り 2学期を振り返って 冬休みの生活について ◎道徳（郷土や地域）		いじめ等対策委員会 支援教育委員会 ネットワークフェスティバル（地域教育） 支援担任者会議 夢・心のプロジェクト 「ドリームプレゼンター」
1月	集団作り 3学期の目標作り		いじめ等対策委員会 支援担任者会議
2月	集団作り ともだちアンケート 教育相談 ◎道徳（約束やきまりについて） 生活アンケート	縦割りあいさつ運動 縦割り交流会 お別れ会	人権生指交流会（いじめ等対策・児童理解） いじめ対策委員会 支援担任者会議
3月	集団作り 1年間を振り返って、次年度に向けて ◎道徳（夢・希望） 春休みの生活について	地域交流会 地域のみなさんありがとう活動	いじめ等対策委員会 卒業式 支援担任者会議

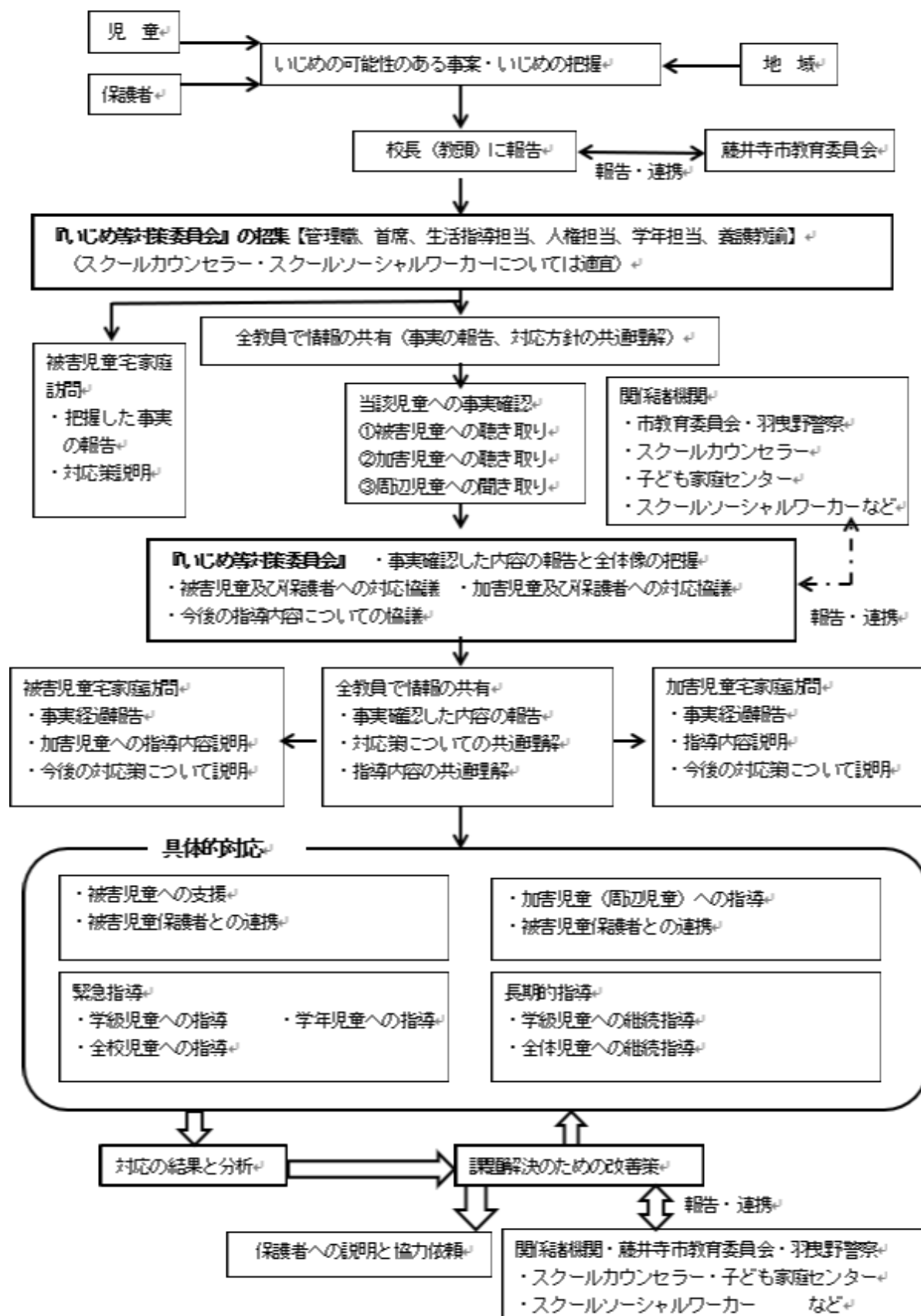
※各学年と支援学級との交流（各学年2回実施）

※人権・生活指導研修の実施

※支援教育研修の実施

※各月生活目標の設定・取り組み

道明寺東小学校 いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）



重大事態発生時の対応フロー図



※事実関係を明確にするための調査のポイントについて

重大事態に至る要因となったいじめ行為が

○いつ（いつ頃から） ○誰から行われ ○どのような態様であったか

○いじめを生んだ背景事情 ○児童の人間関係にどのような問題があったか

○学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。